

## 宇都宮清吉訳『顔氏家訓』

岡村, 繁  
九州大学文学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/9834>

---

出版情報 : 中国文学論集. 1, pp.60-69, 1970-05-25. 九州大学中国文学会  
バージョン :  
権利関係 :



## 宇都宮清吉記 『顔氏家訓』

岡村 繁

『顔氏家訓』二十篇は、顔之推（五三二—五九一？）という才識ゆたかな典型的知識人が、南北両朝の争乱時代に、敗残者として南朝から北朝に拉致され、さらに北朝でも胡族の下に禍福得喪常なき波瀾万丈の生活を強いられる、という数奇な運命をたどった末に、その子孫たちが人間として立派にたくましく生きぬいてくれるよう、みずからの破乱にみちた生涯の経験に基づきつつ、祈るような気持で懇切周到に書きのこした訓戒の書である。従つてその内容は、家庭・交遊・学問・詩文・健康・宗教・諸芸など、および知識人として弁えるべき生活の万般にわたっており、その書きぶりも、時に興味ある実例を並べたて、時にウィットのかいたユーモアを交えながら、あたかも子孫に直接話しかけているような親近感でもって書かれている。しかも全篇を貫く著作態度としては、儒教をはじめとする彼の深い教養を根底とし、厳しく苛酷な環境に細心の配慮を加えつつも、人間社会の裏の裏まで見通した、苦勞人ならではの恐ろしいまでに現実的なドライささえ強烈に感じ取られる。それだけにこの書は、社会・思想・文芸・言語などいろいろな面から、当時

の生きた実態を探る上で、極めて貴重な資料の宝庫といって過言ではない。

しかしながらこの書が、そのように多面的な内容を包蔵し、かつ南北朝という史上稀に見る複雑非情な時代社会を背景にした所産であったということは、とりもなおさず、この書を真に読みこなすことの至難さを意味するものである。もしこの書を作者の心情に添うよう「純日本語に移植」するとすれば、当時のさまざまな史実・思潮に精通し、しかも柔軟な文学的感受性に恵まれた真の意味での碩学の手を俟たねばならないであろう。そうした意味において、この書の本邦最初の全訳者に宇都宮氏を得たことは、われわれこの書に関心をよせる後学にとってこの上ない幸せであった。

周知のごとく訳者は、現在における漢魏六朝史学の泰斗であつて、この書についても、すでに「顔之推」（『中華六十名家言行録』所収）・「顔之推のタクチクス」（『田村博士頌寿東洋史論叢』所収）・「関中生活を送る顔之推」（『東洋史研究』二五巻四号）・

「北齊書文苑伝内顔之推伝の一節について」（『名古屋大学文学部

研究論集」史学一四)・「顔氏家訓帰心篇覚書き」(同一五)・「顔氏家訓解題」(「名古屋大学文学部二十周年記念論集」所収)など多くのすぐれた論文を公にされている。この「顔氏家訓」の訳注は、こうした訳者の長年にわたる研究の一つの成果として見事に結実した珠玉の作と思われる。もっとも、この全訳より以前に、ほぼ全訳に近いものとして高橋君平氏による抄訳(平凡社刊「中国古典文学全集」三二巻「歴代隨筆集」所収・昭和三四年)があるが、宇都宮氏の訳には、例えば

比及数歳、可省咎罰。(教子篇)

の解釈で、高橋氏が「省」(留意する)の意味を誤解して「六七歳以後になってから折檻せずにすむのである」(二八六頁)と訳しているのに対して、これを正しく「五六歳にもなったら、そろそろ体罰を加えることも考慮すべきだろう」(四〇七頁)と訳しなおして、教子篇全般の趣意と合致せしめているように、高橋氏の訳を訂正したところが少なくない。まことに宇都宮氏の訳は、全篇にわたって揺ぎない厳密さ精緻さで終始され、しかもその行文には、作者と訳者の人柄をも偲ばせるような人間的な暖かみがしみわたっている。また二五二段にも及ぶ訳文に一つつけられた詳細な「注」は、巻末の「解題」とともに、この書の読解に益するのみならず、ひろく当時の諸般の実情を明らかにし、最近のいろいろな学問的研究を知る上にも多くの貴重な手掛りを提供するはずである。

とはいえ、この珠玉の訳文にも、精しく点検すれば疑問の個所がないわけではない。今それについて私の気づいたすべてを挙げる紙面上の余裕はないが、いくつか特に目立った点につい

て卑見をのべ、その当否を訳者ならびに読者に問いたいと思う。

(1)吾家風教、素為整密。昔在齟齬、便蒙誨誘。每從兩兄、曉夕温清、規行矩步、安辞定色、綉綉翼翼、若朝敬君焉。賜以優言、問所好尚、勵短引長、莫不想篤。(序教篇)

これは、はじめの二句「吾が家の風教は、素より整密たり」からも明らかのように、顔家の家庭教育が行きとどいたものであったことを述べたところであって、「昔在」以下は、それについての作者自身の幼時における体験の回想である。ところで宇都宮氏は、この回想部分——とくに「每從兩兄」以下を、二人の兄から受けた指導の「整密」さ・「懇篤」さを述べたものとして、つぎのように訳しておられる。

思い出せば私がすでに七、八歳になったころには、……私はいつも二人の兄上たちに導かれて、両親に対する朝夕の御挨拶、折目正しい立ち居の作法、温雅な言葉づかいや表情などについて指導を受けた。私はまるで、父上母上の御部屋に参上している気持ちで、畏まってひたすら慎み深く素直に、その後について廻ったものだった。兄上たちは兄上たちで、いつも優しくいたわってくださったし、欲しいと思うものは直ぐ用意してくださった。至らぬ点は努めて教えてくださったし、長所は見逃がさないで賞めてもくださった。全く至れり尽くせりの御親切さだったわけである。

(四〇五―六頁)

このように、「兩兄」から受けた指導への回想としてこの文章を理解しているのは、ひとり訳者だけではなく、従来の高橋君

平氏の訳（前出）や小尾郊一氏の訳（筑摩書房刊、世界文学大系七二七「中国散文選」三一〇頁）もまた同様である。しかし私は、文脈上これらの解釈はすべて誤りだと思ふ。なぜならば、この部分は、かように文脈をねじ曲げなくとも、冒頭の「吾家風教、素為整密」から素直に演繹された具体例として、作者の両親が、「兩兄」をも含めた三人の息子に対して施した家庭教育への回想、と理解して十分に意味が通るはずであり、むしろそのように解釈しなければ、この文章の後に直結する「年始く九歳にして、便くも茶蓼（父の死）に丁う」云々が、全く木に竹をついだような恰好になるからである。試みに私がこの部分を訳出するとすれば、

思い出せば私がすでに七、八歳になったころには、早くも嫉の訓育を受けたものであって、いつも二人の兄上のうしろについて、朝な夕なに父上母上の御氣嫌をうかがい、折目正しく立ち居ふるまい、言葉づかいや表情をおだやかにするよう心掛けて、その身なり正しくうやうやしい態度は、あたかも峻厳な主君にお目通りするようであった。だが、すると父上母上は、やさしいお言葉をかけて下さって、好きな欲しいものをお尋ねになり、また短所を厳しくなおし長所を引きのばすべく、いつも懇切丁寧にお導きいただいた。

と訳すであろう。思うに、訳者をはじめとする三氏が、この部分「兩兄」から受けた指導を追懐したものと誤解されたのは、まず「毎従兩兄」の「従」を、ふつうの「追隨する」意に取らないで「指導される」と解釈されたからである。そしてさらに、

そのような無理な解釈をせざるを得なかった理由を臆測してみると、原文「鏘鏘翼翼、若朝嚴君焉」における「嚴君」の意味を取るのに、その趙注に引く「易」家人（象伝）の「家人有嚴君焉、父母之謂也」（家人に嚴君有りとは、父母の謂いなり）を機械的に受けとめて、「嚴君」＝「父母」といった図式を作ってしまったことに起因するのではないかと思われる。「易」にいう「嚴君」が直ちに「父母」そのものを意味しないことは、○の謂也」という比喩説明の形式をとっていることによっても明らかである。趙注がここに「易」のこの文を示したのは、単に「嚴君」一語だけの出典としてではなくて、「周易正義」が「父母は一家の主。家人の尊び事うることを、固に嚴君有るに同じ」と解釈していることから推測がつくように、「嚴君に朝するが若し」の句全体についての出典として挙げたのである。

(2) 簡則慈孝不接、狎則怠慢生焉。（教子篇）

この二句を訳者は、  
そつけなき過ぎれば、父子間の愛情の疏通がうまくゆかないし、馴れ馴れし過ぎてははじめがつかない恐れがある。

(四〇九頁)

と訳しておられる。が、二句とも正確な訳ではない。ここは、下句の「怠慢」という熟語からもほぼ見当がつくように、親子との相互関係について述べたのではなくて、もっぱら子の方が親に対してとる好ましくない態度を言ったところである。まず「慈孝」は、訳のように親の「慈愛」と子の「孝養」とに分かれる言葉ではなく、下句の「怠慢」と対立する熟語であって、古くは「国語」齊語に「不慈。孝於父母」（父母に慈孝ならず）

とあるように、二字で〈孝養〉を意味する。また「接」は、當時「接給」とか「捷給」とかいった用語があることもわかるように、〈すばやくする〉意であつて、この文に即していえば、親への孝養を臨機にすばやく行なうことである。試みに私がここを訳出するとすれば、

(父子の間が)そつけないと孝養が敏速にできないし、馴れ馴れしいと親をなおざりにするようになる。

とても訳すべきだと思ふ。かくして、この下につづく「礼記」内則をふまえた文章にも抵抗なく結びつくことになるであらう。(3)人或交天下之士、皆有歎愛、而失敬於兄者、何其能多而不能少也、人或將數万之師、得其死力、而失恩於弟者、何其能疏而不能親也。(兄弟篇)

この文章に対して、訳者は

そもそも人間というものは、多勢な他人どもの世間と交際して、宜しく愛敬をふりまき、肉親でもない幾万の將兵を喜んで死地に赴かせるほどの恩愛を見えることもできるのに、数少ない血を分けた兄弟の間でかえつて、愛情を欠き敬意を失ふことの多いのは一体どうしたわけなんだ!

と訳している。(四二三頁)この訳は、ほぼ相似た形をとる前半と後半とを手際よくつき混ぜて整理したいわば意訳であつて、必ずしも嚴密な逐語訳ではないが、まず問題なのは「皆有歎愛」の訳である。察するところ「宜しく愛敬をふりまき」がこれに当る訳と思われるが、これでは上句の「天下之士」から感じ取られる堅い気分が全くだらけてしまう。このような訳になつたのは、訳者が「歎愛」の意味をつかみかねたからであつて、こ

の語は、例えば謝靈運の「還旧園作、見顔范二中書」詩にも「長与權愛別、永絶平生縁」(長く權愛と別れ、永えに平生の縁を絶つ)とあるように、〈親しい友人〉をいう六朝用語である。また「何其能多而不能少也」・「何其能疏而不能親也」の二句は、訳文を一見するところ、ほとんど大筋の意味だけですまされていくようであるが、念のために今この二句を直訳するならば、「多勢の人々(疏遠な人々)には仲よくしながら、数少ない兄(血を分けた弟)にだけは仲よくしない、とは一体どうしたことになるだ」という意味になるであらう。このばあいの四つの「能」字は、いずれも〈気が合う〉とか〈調子よくいく〉とかいった意味の動詞であつて、古く「詩」や「書」に見える「柔遠能適」(遠きを柔らげ近きを能く)の「能」は、恐らくこの源流をなすであらうし、近くは現代語「相能」(気が合う)・「不相能」(気が合わない)も、やはり同じ系譜上にある言葉ではなからうか。とにかく私には、非常に生命の長い言葉のように思われる。

(4)人之事兄、不可同於事父、何怨愛弟不及愛子乎。是反照而不明也。(兄弟篇)

この一段は非常に難解であつて、それだけに訳者の苦心がその行文ににじみ出ているように感じられる。その訳はつぎのよう

弟が兄に対する態度は、子が父に対する態度と同じというわけにはいかない。だから自明のことながら、兄が弟を愛する程度が、その子を愛する程度に及ばないからといって、不平がましいことを鳴らす条理はないだらう。この道理が納得できないとすれば、それは照り返しに目がくらんで、

かえって物が見えなくなったのだ、とても評する他はないわけである。(四一四頁)

この一段を読みほぐすにあたって、まず考慮に入れておいてよいことは、「人之事兄」(人の兄に事うるは)にはじまるこの一段が、つきにつづく二つの美談——劉璣が兄に敬事した話として、王玄紹の二弟が身を挺して兄をかばった話としての直前にあって、あたかもこの二つの挿話の(前置き)のような役割りをしているらしいことである。だとすれば、現行本の「人之事兄、不可同於事父」について、盧文弨が「不字は蓋し衍文ならん。或は不可の下に一不字を脱去せしか」と指摘した字句異同の推定、およびその推定どおりに末の「少儀外伝」・「戒子通録」の引文がそろって「不可同於事父」(父に事うるに同じからざる可からず)と作っている事實は、十分に重視されて然るべきものと考ええる。つぎに、「是反照而不明也」における「是……也」という表現形式は、上文の趣意をそのままイコールで直接受け止める言い方であって、この訳のごとく上文との接続過程に「この道理が納得できないとすれば」といったつなぎを介在させる余地はないはずであり、むしろそうした文脈の捻転を拒否する表現ですらある。以上のようなことを配慮しつつ、試みにこの一段を訳出すれば、

弟が兄に仕える態度は、父に仕えるのと同様でなければならぬ。従って、兄の弟に対する愛情が、その子に対する愛情ほどに大きくないからといって、不満に思うすじはない。それは、照り返しが(もとの光より)明るくないようなものさ。

といった意味にでもなるのではないだろうか。このばあい「是反照而不明也」の「是」は、すぐ上の「愛弟不及愛子」を直接承けることになる。兄の弟に対する愛情がその子に対する愛情に及ばないことは、兄弟篇冒頭の一段にある「其の壮なるに及んで、各おの其の妻を妻とし、各おの其の子を子とすれば、篤厚の人ありと雖ども、(兄弟の愛)少しく衰えざる能わず」という趣旨と照応する意識であって、作者は、こうした心理的変化を致し方のない自然のなりゆきと認めていたようである。また、それを直接受け止めた比喩「反照而不明」は、「是……也」という表現形式から推して当時の俗諺であったように思われるが、作者はそれを利用して(反射光線は、投射光線より明るくないものだ)、すなわち(兄から返ってくる愛情は、弟が兄に捧げた愛情より元来強くないものだ)と言わうとしたのではないか。なお、このばあいのように「而」が主語の名詞を承ける用法は、当時すでに漢訳仏典では珍しくない俗語的用法としてあった。

(入矢義高氏の教示による)

(5)後母之弟、与前婦之兄、衣服飲食、爰及婚宦、至於士庶賤之隔、俗以為常。(後妻篇)

この文章に対する訳者の訳は、つぎのごとくである。

「死んだ」前妻の子と「新しい」後妻の子は、兄と弟にはちがいないが、実際は衣食も飲食も、乃至は結婚も仕官も、身分ある士族とそれのない平民ほどにも待遇にへだたりがあつて、それが当り前のことになつてゐる。(四一六頁)

この訳での問題は、まず、原文で「後母之弟」が「前婦之兄」より順序を先にして挙げられていることに全く注意がはらわれ

ていないことである。ここは、この訳のように両者が同じ比重で並置されているのではなく、「後母之弟」を主体にして、それが「前婦之兄」と比較してどんなにひどい扱いを受けているか、を述べたものと考えるべきである。なお、このように訳者が原文の順序を無視した例としては、例えば

家人妻子、不免飢寒。 (治家篇)

がある。訳者はこの文を「家内一同妻や子らは云々」(四二三頁)と訳しておられるが、「家人」(召使い)を「妻子」より先に挙げているところから見て、「家人はもちろん妻子までも」という語気ではないか。

つぎに、この文章には「爰及」・「至於」といった一般の使い方とは全く異なる独特な用語が混っていることを、訳者もつと重視されるべきであったと思う。本来「爰及」は、それまでの叙述から次の叙述に移る際に、その冒頭に置く書き出しの助字へ：に至って、であり、しかも「爰及末葉」といったように歴史的な記述に用いられるのが普通であるのに、「家訓」においては、例えば

爰及農商工賈、厮役奴隸、釣魚屠肉、飲牛牧羊、皆有先達、可為師表。 (勉学篇) 先達、

のごとく、すべてへ：に及ぶまで、という意味で用いられ、かつ歴史的記述とは無関係である。そうした意味で、訳者がこの語を「乃至」と訳されたのは一応このばあい妥当であるが、さらに望むらくは「家訓」の用例のどこにでも当てはまる訳語を見つけてほしかった。少なくともかかる特殊な助字のばあい、恐らくはそのように訳語を単純化した方が作者の語感に近くな

るはずだからである。さらに残念なのは「至於」に対する語法的な配慮が全くなされていないことである。いうまでもなく「至於」は、ふつうへ：に至っては」という意味をもって、それまでの叙述と趣意が異なることを標示するのに用いられるが、「家訓」のばあいは、そうした一般的な用法と全く異なり、例えば

至於帝王、亦或未免。 (文章篇)

のように、へ：ほどになっても」という意味をもって、程度の極致だけを示す助字として用いられている。「爰及」にせよ「至於」にせよ、恐らくこれらの奇妙な用法の助字は、文語くずれの俗語的用法と思われるが、そうした用語の特異性を考慮に入れて、試みにこの一文を訳出すれば、

後添いの母が生んだ弟が、先妻の生んだ兄と比べて、衣服・飲食から、さては結婚・仕官に至るまで、月とすっぽんほどの大きな隔差になっても、世間は当たり前のことと心得ている。

となるかと思う。

(6)書有称「**嚴寒**」者、必对之流涕、不省取記、多廢公事。 (風操篇) これは梁の臧逢世が、民衆からの陳情書の中に亡父の諱の「**嚴**」字を見つけたらに、亡父を偲んで悲しんだ話話であるが、この文章に対する訳者の訳はつぎのごとくである。

彼はそれらの書類の中に「**嚴寒**云々」と書いてあるのを見つけると、必ず涙を流してその文書を皆まで読まずに放棄してしまふ。かくて、すべての公務は殆ど停滞ということに相成る。(四二八頁)

この訳での疑問は、原文の「不省取記」がどうして「その文書

を皆まで読まずに放棄してしまふ」といふ意味になるのか、も一つ見当がつかかねることである。このばあい「取記」といふ極めて珍しい言葉をどう理解するかに焦点がしぼられると思うが、この「記」は、上文の「牋書」またはその省略の「書」を更に言い換えたのでは恐らくないであろう。だとすれば、そこで参考になりそうなのは、「世説」方正篇の

劉簡、桓宣武の別駕となり、後に東曹參軍となるも、頗る剛直なるを以て疎んぜらる。嘗て聴記せしに、簡都く言なし。宣武問う「劉東曹は何を以て意を下さざる」と。答えて曰く「会ず用うる能わじ」と。

という文章である。この「世説」の文に見える「聴記」も、やはり實際政治に関係した場面に出て来ており、推測するところ「意見を聴取する」意味に用いられているように思われる。これから大胆に類推すれば、「家訓」に見える「取記」は、あるいは「調査する」とか「検討する」とかいった意味ではなかつたらうか。「聴記」にせよ「取記」にせよ、いずれも官庁用語である可能性が大きいが、この二つの語に共通してつけられている「記」は、想像するに、いわば接尾語のようなもので、政治意見の聴取）や（陳情事項の取り調べ）など官庁事務には必ず記録が伴うから、こんな生硬な用語が作られたのではないだろうか。ちようど「貯録」といふ当時の動詞が、単に「貯える」といふ意味でしかなかつたように。

(7) 喪出之日、門前然火、戸外列灰、袂送家鬼、章断注連。(風操篇) この文は、死霊が再び帰って来ないようにする迷信的な俗習をのべたところであつて、特にわが国では「注連」(しめなわ)

という語が最初に見える文章として古来非常に有名である。訳者はここをつぎのように訳す。

葬送の執行される日には、門前に火をもやし家の外がわには、ずらつと灰をまき、家に迷ひこんだ死霊を追い払い、「再びそれが侵入しないように」断ち切る印に注連(シメナワ)を張りめぐらす。(四四一頁)

ところで、この文章で従来難解とされている箇所は最後の「章断注連」であつて、その点訳者も慎重にわざわざ(へ注)を施して「シメナワをマジナイに張りめぐらすことか」と附記しておられる。

今試みに従来主要な解釈を紹介すれば、まず源順(九一一—九八三)の『倭名類聚抄』(調度部・祭祀具)には、師説として「注連」をシリックヘナハと訓じ「章断」をシトタチと訓じており、狩谷掖斎(一七七五—一八三五)の「箋注」はこれに対して「按ずるに章断注連、其の義詳かならず。師説の云うところ、何に拠りたるかを知らず。」といつて、その解釈を保留している。つぎに橋川時雄氏の『日本文化交流史』歳時篇三には、「章断」を(へ断)すなわち五彩を施すことと解しておられる。最後に沢田瑞穂氏は最近の論文「魂帰る」(昭森社刊「道教研究」第二冊一七—一七二頁)において、「抱朴子」内篇登涉第十七に「古の人の山に入る者は、皆黄神越章の印を佩ぶ。……封泥を以て住する所の四方をおの百歩に著くれば、則ち虎狼も敢えて其の内に近づかざるなり。」および「若し山川社廟の血食する悪神の能く禍福を作す者有らんに、印を以て封泥し、其の道路を断たば、則ち復た能く神たらざるなり。」からヒントを得て、



「章断注連」は「注連に章断す」と訓み、繩の要所に印章を捺した封泥を懸けて悪鬼の通行を断つての意ではなからうか、と推測しておられる。

以上の諸説は、いずれも「注連」をシメナワと解釈し、その解釈の上に立って「章断」の意味を考えようとしたものである。しかしながら、「家訓」のこの文章に限定して考えれば、(「家訓」は、わが「倭名類聚抄」より更に四百年ほど早い)、その文章構成は、まず「門前然火、戸外列灰」という完全な対句によって、悪霊祓いの手段としての迷信的なマジナイを示し、それを承けたつぎの対句「祓送家鬼、章断注連」において、前の二句に示した迷信的手段から結果として期待される効能をのべたものと理解するのが至当なのではないか。もし、前述の諸説のように「章断注連」をシメナワと関連づけて解釈するならば、それは「祓送家鬼」を飛びこえて再び悪霊祓いの手段を蒸し返したことになる、文章構成の上から見て極めて不自然で不安定な叙述といわねばならない。

だとすれば、いったい「注連」とは何であり「章断」とはどんな意味か、ということになるが、まず「注連」については、かつて楊聯陞氏が「老君音誦誡經」の「老君云、其先亡祖曾父母、幽譎不解、復注子孫」という文に対して、「家訓」の「注連」の「注」はこの「復注子孫」の「注」である。(「歴史語言研究所集刊」二十八本)と、指摘したことを重視すべきだと思う。推測するところ、この道書における「注」は「死霊が乗りうつる」意のようであるが、もしそうだとすれば、その「注」と「連」とが結合して「へまといつく」という意味の一語となる可能性は

十分にある。そして「家訓」ではそれが名詞化されて「へまきもの」の意として用いられたのではないだろうか。このように解釈すると、上句の「家鬼」と意味の上でうまく対応するようになる。また「章断」は、いろいろな臆説があるようだが、上句の「祓送」とにらみ合わせれば、さほど複雑な意味があるようにも思われないから、あっさり「障断」(さえぎる)と解してはどうであろうか。このように考えると、相応する「祓送」「障断」の二語は、いずれも上字「祓」「障」に意味上の重心がかかり、それを助けるものとして下字「送」「断」が添加された構造のことばとなる。

以上を要するに、「祓送家鬼」は家の中に残っている死霊を追い払うことをいい、「章断注連」は一旦出て行った死霊が生存者に憑くのをシャット・アウトすることをいったのである。試みに私の解釈を示せば、

葬送の日には、門前で火を燃やしたり、戸外に灰をならべたりして、屋内に残っている死霊を追い払い、屋外から憑こうとする怨霊を締め出す。

といった意味になる。少なくともこのように解釈した方が、従来の諸説よりスッキリしたものになると思うがどうであろうか。

(8)吾初入郷、与博陵崔文彦交遊。嘗說王粲集中難鄭玄尚書事。

崔軫為諸儒道之、始將發口、懸見排覺、云「文集止有詩賦銘誄、豈當論經書事乎。且先儒之中、未聞有王粲也。」崔笑而退、竟不以集示之。(勉学齋)

これは「俗間の儒士が群書に涉らない」ことについて、作者自身が経験した一つの笑えない実話であるが、訳者はこの文章

をつぎのように訳している。

私が鄭へ行った当初(五五七年頃)、博陵崔氏出の崔文彦と交際していたことがある。或る時私は「王祭文集」中の「難鄭玄尚書事(鄭玄の尚書注に就いての疑問)」という論文のことを話題にして彼に語りかけたことがある。ところが崔君は私のお話を取りちがえて、私以外の「他の学者たちがそう言っている」と思ったらしい。彼はやはり自分の意見を述べようとして、「こんなことを言えば問いつめられるかも知れないな?」といった風なタメライを見せつつも、遂に口に出したものである。「文集なるものは、詩とか賦とか碑文とかあるいは追悼文だけが、収録されているものではないでしょうか!」その中に經書のことを論じた文章があるなんて、おかしなことだと思いますねえ? そのうえ、儒学の先達で王祭なんていう人物は、聞いたこともございませぬよ!」崔君は笑いながら辞去して行ったが、遂に王祭の文集そのもので、自説を証明することはしなかつたのである。(四六八—四六九頁)

この原文を正しく解釈できるか否かは、「崔軫為諸儒道之、始將発口、懸見排覺」三句をいかに理解するか、又これにつづく「云」の主語を誰に措定するか、の二点にかかっている。私の察するところ、訳者はこの三句を「崔は軫<sup>くわん</sup>つて諸儒の之を道えり<sup>みち</sup>と爲う。始めて將に口を發かんとせしも、排覺せられんことを懸め見り」と訓じているように思われ、つづく「云」以下もまた同じく崔文彦の言葉として取り扱っておられる。

しかしながら、このように「崔軫為諸儒道之」から以下、末

尾の「意不以祭集示之」まで、一貫してその主語を崔文彦で通しているとしたならば、いったいその途中で、わざわざ「崔は笑いて退き……」というように、改めて主語の「崔」を持ち出す必要があるであろうか。これでは文章が大へんくどくなり、しかも内容は反対に単調になりすぎてしまう。思うに、作者がここで改めて主語を持ち出して文章を引き締めたについては、崔文彦が「笑」った対象として、崔以外の人の言動がすでにこの前にあったからではなかったか。そう考えると、「崔は笑いて退き」の直前にある文章「云う、文集には止だ詩賦銘誄あるのみ。豈に當た經書の事を論ぜんや。且つ先儒の中に、未だ王祭あるのを聞かざるなり」の主語は、作者にあらざる崔君にあらざるから「諸儒」にしばられてくる。だとすれば、そこでコッソリ主語の転換が行なわれたことになるが、このように何食わぬ顔で主語を取り換えてしまう現象は、気軽に書かれたらしい「家訓」のばあい特に頻繁に見られるところであつて、

為父所寵、失於教義。(學士は父から可愛がられたが、その父は教育の本義を忘れていた。——教子篇——)

梁武薄其為人、多被抑退。梁の武帝は、その人柄を軽んじて、その人は多く冷遇された。(——風操篇——)

などはその一例である。

ひるがえつて「崔軫為諸儒道之。始將発口、懸見排覺」三句の意味を考えるに、まず「崔軫為諸儒道之」は、この一句だけ単独に読むならば、訳者のいうように崔文彦が浅学であつて顔之推のお話を取りちがえたことを述べたと見られないことはないが、この句に先行する「吾れ初めて鄭に入り、博陵の崔文彦

と交遊す」といった書き出しぶりから見れば、作者は崔文彦と交遊していたことを、むしろ子孫に吹聴しているかにさえ感じられる。とすれば、ここは訳者の解釈とは反対に、崔文彦が作者の発言を諒として、それを諸儒に知らしめるべく「転じて諸儒の爲に之を道」ったのではないかと思う。そしてその際、崔文彦は「始めて將に口を發らんとするとき、排釐られんことを懸見(予想)したのだと思われるが、この場合い「排釐」するのは紛うかたなく「諸儒」のほずである。だとすれば、「排釐」の直後に「云」だけをつづけても、その主語が「諸儒」であることは作者にとつては自明のことであり、つい自然に筆が走ったのであろう。

以上のようにこの一節は、下の方から論理的に押し上げていっても、上の方から文脈をたどりつつ読み下していても、やはり「云」の主語は「諸儒」に落ち着かざるを得ないように思う。

そこでこの一節を私なりに訳出すれば、

私が鄭都ていとに入ってきた当初のころ、博陵の崔文彦と交際していたが、ある時、王粲わんさんの文集の中の「鄭玄ていげんの尚書しやうしよの注を難ずる論文」について語ったところ、崔君はひるがえって他の学者たちのためにそれを教えてやろうとした。いざこれから口を開こうとしたとき、彼らから排撃を食うことは予想していたが、果して学者どもは「文集には、ただ詩・賦・銘・誄が入っているだけで、いったい経書について論じたものなどあるはずがありませんか。のみならず、儒学の先達の中には、王粲なんていう人物がいるなど聞いた

こともございませぬよ。」といった。それを聞いた崔君は苦笑しながら退席してしまい、結局王粲の文集を實際に彼らに見せて立証しようともしなかった。

なる。なお原文の「懸見」は、劉淇の「助字弁略」(巻二)が「家訓」のこの文を例証として説明しているように、へ前もつて見通しをつけるゝ意の六朝語であるが、さらに補足するならば、「文心雕竜」附会篇の「夫れ能く湊理(文脈)を懸識し、然る後に文節おのずから会す。」に見える「懸識」もまた極めてこれに近似する言葉である。

以上、非礼を顧みず多くの妄説をつらねたが、これは訳者のこの見事な業績に牽きこまれた私の熱意による逸脱として寛恕いただければ幸いである。ともかく訳者によるこの「顔氏家訓」が、近来稀に見る充実した真摯な訳注であることは疑う余地のないところであり、これによってわが国の「顔氏家訓」の研究が貴重な拠り所を得たことを、読者と共に喜びたいと思う。

(平凡社刊「中国古典文学大系」第九卷)

(一九七〇・三・九)